

2020年度環境市民活動助成の応募要項

日本国内の団体および活動が対象です。

■事務局より申請内容についてお問い合わせする場合がございます。ご協力をお願いいたします。

▼助成対象活動期間

2020年4月1日～2021年3月31日

▼応募方法

各助成の応募要項をご覧の上、申請書に必要事項を記載し、必要書類を添え、封書に申請助成名を明記して郵送してください。

▼応募先

〒102-8455

東京都千代田区二番町8番地8

一般財団法人 セブン-イレブン記念財団

〇〇助成係

※〇〇の中には、申請する助成名を記入してください。
(緑化植花助成、清掃助成、活動助成、NPO自立強化助成)

▼助成申請書の入手方法

1. 当財団のホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.7midori.org>

2. 郵送ご希望の場合は、下記の事項を明記し、FAXをお送りください。

- ①団体名
- ②送付先の郵便番号・住所・氏名・電話番号
- ③申請する助成名

FAX 03-3261-2513

▼申請書の記入と提出書類について

- 申請書の記入は、枠内に内容を具体的にまとめてください。
- 提出できない書類がある場合は、理由を明記してください。
- 活動実績が1年に満たない場合は、活動開始日から2020年3月31日までの事業計画書(見込み)と収支計画書(見込み)を提出してください。
- 団体により、事業年度開始の日が異なっても、2020年度の助成は、2020年4月1日～2021年3月31日の活動について申請してください。
- 専用申請書・添付書類の返却はいたしません。書類は全てコピー(写し)を取り、必ずお手元に保管してください。

▼審査員について

大学、行政、環境分野における専門家の方々に審査に参加していただいています。

▼審査結果について

採択・不採択にかかわらず、審査結果を郵便にて通知します。

▼助成決定後について

1. 助成金のお振り込みについて

所定の手続き後、助成金を前払いにて振り込みます。

2. ステッカー・ロゴマークなどの掲出について

店頭で募金をしてくださった皆様への、募金の使途明示のため、下記の対応を条件とします。

- 団体ホームページのトップページおよび活動告知ページへの掲載。印刷物や制作物への掲載。

掲載イメージ

一般財団法人
セブン-イレブン記念財団

この活動は一般財団法人セブン-イレブン記念財団の助成を受けています。

- 機械や備品に、「一般財団法人セブン-イレブン記念財団」のステッカーを貼付または掲出。

3. 報告について

助成活動が終了しましたら、速やかに「活動報告書」「会計報告書」「領収書・お買い上げ明細書(レシート)」の原本を提出していただけます。

NPO自立強化助成は、プレゼンテーションによる報告も行っていただけます。(年1回・5月頃)

4. 助成金の精算について

「活動報告書」と「会計報告書」と「領収書・お買い上げ明細書(いずれも原本)」にて、助成金の精算を行っていただけます。当財団において、上記資料を確認させていただき、未使用金、助成決定項目以外の費用、領収書や明細書などの未提出、ロゴマーク・ステッカー未掲出、当財団が不適当と判断した場合は、ご返金いただけます。

Eメール oubo.20@7midori.org
(2019年10月1日から開設)

URL <http://www.7midori.org>



お問い合わせ先

一般財団法人
セブン-イレブン記念財団

〒102-8455 東京都千代田区二番町8番地8
TEL 03-6238-3872 FAX 03-3261-2513
(電話受付時間 9:30～17:00 ※土・日曜日を除く)

©2019一般財団法人セブン-イレブン記念財団
001-1908-5200 S.K.K.

公募助成



一般財団法人
セブン-イレブン記念財団

2020年度 環境市民活動助成のご案内

緑化植花助成

緑と花咲く街並みをつくる活動の活動資金を1年間支援します。

清掃助成

ごみのない環境をつくる活動の活動資金を1年間支援します。

応募期間 2019年10月1日(火)～10月21日(月) ※当日消印有効

活動助成

自然環境保護など、市民が主体となって行う環境活動の活動資金を1年間支援します。

NPO自立強化助成

安定的に活動を継続できる自主事業の構築・確立をめざすNPO法人に対し、事業資金・専従職員の人件費・事務所家賃を原則3年間支援します。

応募期間 2019年10月25日(金)～11月15日(金) ※当日消印有効



緑化植花助成



清掃助成



活動助成



NPO自立強化助成

環境市民活動助成について

日本国内の団体および活動を対象に助成先を全国から公募し、助成先団体選定の透明性と公正性を高めるために、それぞれの活動分野を審査する専門審査会と、その結果をもって広い視点から審査を行う最終審査会の2度の審査会を設け、厳正な審査を経て助成先団体を決定しています。助成先には、安心して活動できるように年度初めに助成金をお振り込みし、活動終了後、速やかに活動報告書と会計報告書を提出していただきます。

助成は、申請書に基づいて審査し、助成決定通知書をお送りして助成先と当財団が内容を確認した上で、確認書(同意書)を交わし成立します。そのため、助成決定後の内容変更は原則認められません。会計報告書には領収書またはレシートの原本(二重請求ではない証明のため)を提出していただきます。未使用金や残余金があった場合は、返金していただきます。

緑化植花助成



下妻市花のまち推進ボランティアクラブ(茨城県)

助成の趣旨

緑と花咲く街並みをつくる活動の活動資金を1年間支援します。

活動

公共性の高い場所で行われる低木(成木時に2m以内の品種)の苗木、草花の種・苗・球根を植え、育てる活動。

対象団体

環境活動を行っているNPO法人・一般社団法人・任意団体。
【対象外】上記以外の法人、観光協会、商店会など。

※自然の生態系の保護を優先すべき地域や、学校・庁舎などの敷地における活動は対象外です。

年間助成金

- 1団体あたり上限：30万円
- 助成金額：総額2000万円
- 団体数：総額内で決定

清掃助成



DEXTE-K(東京)

助成の趣旨

ごみのない環境をつくる活動の活動資金を1年間支援します。

活動

公共性の高い場所で、年間を通じて定期的に行われている清掃活動。

対象団体

環境活動を行っているNPO法人・一般社団法人・任意団体。
【対象外】上記以外の法人、観光協会、商店会など。

年間助成金

- 1団体あたり上限：20万円
- 助成金額：総額2000万円
- 団体数：総額内で決定

活動助成



炭やきで夕日の松原まもり隊(秋田県)

助成の趣旨

自然環境保護など、市民が主体となって行う環境活動の活動資金を1年間支援します。

年間助成金

- 1団体あたり上限
 - * NPO法人・一般社団法人：100万円
 - * 任意団体：50万円
- 助成金額：総額1億円
- 団体数：総額内で決定

対象団体

環境活動を行っているNPO法人・一般社団法人・任意団体。
【対象外】上記以外の法人、観光協会、商店会など

※2016年度以降、3年連続して助成を受けた場合、その翌年は申請できません。

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	...
○	○	○	休	○	○	○	休	○	○	...
—	○	○	○	休	○	○	○	休	○	...
—	—	○	○	○	休	○	○	○	休	...

NPO自立強化助成



NPO法人ezorock(北海道)

助成の趣旨

安定的に活動を継続できる自主事業の構築・確立をめざすNPO法人に対し、事業資金・専従職員の人件費・事務所家賃を原則3年間支援します。

- 地域に必要とされており、地域経済の活性化を図る活動。
- 確立した自主事業をモデル化し、ノウハウ提供や指導、拡大をめざす活動。
- 活動助成の継続助成ではありません。
- 2年目からの助成は、助成報告会で当年度の事業報告と次年度の事業計画をプレゼンテーションしていただき、審査の結果、次年度の助成の可否を決定します。

対象団体

「環境の保全を図る活動」が活動分野として認証され、かつ、法人として3年以上の活動実績があるNPO法人。任意団体の活動実績期間は、加算されません。

- 2017年3月31日以前にNPO法人格を取得し、登記している団体。

年間助成金

- 1団体あたり上限：400万円
(原則3年間 総額1200万円の継続助成)
- 団体数：総額内で決定

審査について

NPO自立強化助成は、最終審査会においてプレゼンテーションによる審査も行います。日時や詳細については後日ご連絡します。

助成対象の活動分野と活動内容

- 助成申請は、6つの活動分野から一つを選び申請してください。
- 活動が複数の分野に関わっている場合も、申請活動の目的や趣旨から1つ選んでください。
- 1団体1申請ですが、緑化植花助成と清掃助成の組み合わせのみ重複申請できます。

活動分野	活動内容	助成の種類
1. 自然環境の保護・保全	特定の動植物種についてではなく、それらを取り巻く広範囲で多様性のある自然環境の保護・保全活動。	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動助成 ● NPO自立強化助成
(1) 森林	森林の育成・保全により、 ①森林の多面的な機能を発揮・維持する活動。 ②林産物の活用を創出する活動。 ③森林の特性を活かした体験学習活動。	
(2) 里地里山	①里地里山での生物多様性を保全・創出する活動。 ②森里川海のつながりを再生する活動。 ③里地里山の特性を活かした体験学習活動。	
(3) 河川・湖沼・湿地	①河川・湖沼・湿地での生物多様性を保全・創出する活動。 ②河川・湖沼・湿地の特性を活かした体験学習活動。	
(4) 里海	①里海での生物多様性を保全・創出する活動。 ②海浜・沿岸における活動。 ③里海の特性を活かした体験学習活動。	
2. 野生動植物種の保護・保全	①環境省または都道府県のレッドリスト絶滅危惧種Ⅰ・Ⅱ類、準絶滅危惧種に指定されている野生動植物種の保護・保全活動。 ②上記の野生動植物種の生息・生育地の保護・保全活動。 (そのための外来種駆除を含む)	
3. 総合環境学習	①地域が育んだ豊かな自然や文化をまもり、次世代につなげていく、継続的かつ体験型の環境学習活動。 ②上記の環境学習指導者の育成。	
4. 暮らしの中のエコ活動	5R(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア)など、環境問題への取り組みを生活の中から考え、解決していくことをテーマにした活動。	
5. 緑化植花活動	公共性の高い場所で行われる低木(成木時に2m以内の品種)の苗木、草花の種・苗・球根を植え、育てる活動。	● 緑化植花助成
6. 清掃活動	公共性の高い場所で、年間を通じて定期的に行われている清掃活動。	● 清掃助成

環境市民活動助成スケジュール

内容	助成の種類			
	緑化植花助成	清掃助成	活動助成	NPO自立強化助成
応募締切(当日消印有効)	2019年10月21日(月)		2019年11月15日(金)	
専門審査会	2020年2月上旬		2020年2月下旬	
最終審査会	—		3月中旬	
助成決定	3月中旬		4月中旬	
助成金振込み	4月上旬までに順次		4月下旬までに順次	
報告書提出	助成活動終了後、速やかに提出〔最終締切：2021年4月9日(金)〕			

助成対象経費

費目	内容	緑化植花助成	清掃助成	活動助成	NPO自立強化助成
苗木・花苗代	低木(成木時で2m以内)の苗木、草花の種苗、球根	●		●	●
	高木(成木時で2m超)の苗木			●	●
	培養土、腐葉土	●		●	●
緑化・清掃備品費	刈払機、刈払機用エプロン、フェイスガード、スネガード、ヘッジトリマー、ブロワー、移植ゴテ、鎌、鋏、剪定ばさみ、スコップ、レーキ、一輪車、燃料タンク、コンテナボックス、ジョウロ、ホース、ホースリール、バケツ、プランター、トンブ、てみ、ほうき、ちりとり、ゴム手袋、軍手	●	●		
緑化・清掃消耗品費	刈払機用燃料、替え刃、ごみ袋、救急セット	●	●		
ごみ運搬・処理費	ごみ運搬用レンタカー、ごみ運搬時ガソリン ごみ処理費用		●		
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険	●	●	●	●
広告費	一般参加者募集チラシおよびポスター	●	●	●	●
	ホームページ作成費(作成・受取後には、自団体に更新ができること)			●	●
消耗品費	文具、機械燃料、替え刃、救急セット			●	●
備品費	機械、道具、参考図書			●	●
賃借料	会場、会場設備・備品、機械(レンタル業者からの借り受けのみ)			●	●
通信費	郵便、宅配便			●	●
旅費交通費	公共交通機関、車両ガソリン、有料道路、宿泊費 (助成申請総額の30%を上限とします。)			●	●
資料作成費	参加者配布資料、テキストブック作成			●	●
講師謝金	外部から招聘した講師への謝金 (1人あたり1日上限1万円、助成申請総額の20%を上限とします。)			●	●
建築工事費	専門業者にしかできない建築設備工事			●	●
調査費	自団体ではできない専門家によるデータ収集・分析				●
事務所家賃	団体事務所家賃および共益費(会員の自宅を兼ねている場合は対象外)				●
人件費	常勤専従職員1名の基本給(上限20万円/月、各種手当は対象外)				●

▼助成対象外の経費について

- ・飲食代、食材費
 - ・会員・スタッフへの日当またはそれに準ずるもの、講師以外の謝金、参加者への景品
 - ・寄付金、諸会費、資格取得に伴う受講料
 - ・化学肥料、除草剤、殺虫剤
 - ・外来生物法によって、特定外来生物あるいは未判定外来生物に指定されている植物
 - ・交雑による遺伝子攪乱につながる他地域からの同一種の動植物持込
 - ・土地の賃借料、個人所有物を借り受けた際の謝金またはそれに準ずるもの
 - ・タクシー代、駐車料金
 - ・マスコミ広告・広告掲載料、チラシ折込代
 - ・その他、当財団が不適当と判断した経費
- ※「よくあるご質問」も併せてご参照ください。

▼講師謝金について

- ・講師謝金としての申請上限額は助成申請総額の20%とします。
- ・講師1人あたりの1日の上限額は1万円とします。

▼旅費交通費について

- ・旅費交通費としての申請上限額は助成申請総額の30%とします。
例) 助成申請総額50万円の場合⇒旅費交通費上限15万円
- ・ガソリン代は「助成申請活動における助成対象期間中の総走行距離km×15円」で算出してください。
- ・申請の際は、申請活動における助成対象期間中の公共交通機関利用料、ガソリン代、有料道路利用料、宿泊費の合計額を申請してください。
なお、精算は当財団の指定したフォームにて行っていただきますのでご承知おきください。
- ・宿泊費は1泊の上限を8千円とし、上限金額以内の実費精算となります。

●よくあるご質問●

Q1 申請書になぜ印鑑登録印が必要なのですか？
登録印がない場合は、どうしたら良いですか？

A 団体の総意としての申請であることを明確にするために登録印とします。任意団体(法人でない団体)の場合は、代表者の個人印を押印してください。

Q2 事業年度の期間がセブン-イレブン記念財団の助成期間と一致しないのですが、資料はどうすればいいですか？

A 1. 2018年度と2019年度の資料は、自団体の事業期間で問題ありません。
2. 2020年度は、助成対象期間の2020年4月1日～2021年3月31日に合わせた資料を提出してください。

Q3 助成決定前で収支が未確定です。収支計画(予算)は、どのように作成すればよいですか？

A 収支計画(予算)は、助成を受けることを前提に立案してください。

Q4 会計帳票がそろわないのですが、どうしたらいいですか？

A 添付できない理由を「提出書類確認表」に明記してください。

Q5 見積書はなぜ必要なのですか？

A 申請された物とその価格の根拠を具体的に知るために見積書が必要です。
単価が1万円以上の費用、単価が1万円未満でも複数購入によって合計金額が1万円以上になる場合は、必ず見積書を提出してください。
見積書は、業者発行の見積書のほか、カタログのコピー、インターネット検索のコピーでも可能です。ただし、自団体作成の経費一覧表や過去の領収書は見積書とみなしません。

Q6 苗木は助成の対象になりますか？

A 高木の苗木が助成対象となるのは、活動助成とNPO自立強化助成です。緑化植花助成は、低木の苗木のみが対象です。

Q7 草花の種・苗・球根について、品種などの制限はありますか？

A 外来生物法によって、特定外来生物あるいは未判定外来生物等に指定されている植物は、対象外です。環境省のホームページ「外来生物法」のページで最新情報を確認してください。

Q8 添付資料(写真・冊子など)は、返却してもらえますか？

A 返却できないため、現物の提出が難しい場合は、コピーを添付してください。

Q9 他団体の学習講座を受講する場合の受講料なども助成対象でしょうか？

A 講座受講費用は、資格取得を目的としたものでも助成対象外です。

Q10 団体が保有している機械装置、車両等の買替え準備金として数年分の繰越金を積み立てている場合、審査対象から外されるのでしょうか？

A 助成対象です。繰越金を自己資金に計上してください。

Q11 提出書類確認表に申請活動分野別の添付書として、「1年以上の有効期間がある活動場所所有者発行の使用許可書・承諾書」とあります。1年以上の有効期間は、具体的にいつからいつまでの期間をさしますか？

A 少なくとも、助成期間の使用許可書と承諾書が必要です。
2020年度の助成には、2020年4月1日～2021年3月31日の期間は必要です。
使用契約が複数年の場合、有効期限切れのないようご注意ください。
海での活動については、内容により漁業組合等の許可が必要な場合があります。

Q12 道具を保管する倉庫の設置は助成対象となりますか？

A 基本的には対象ですが、内容によって減額や対象外になる場合があります。

Q13 軽トラックの購入は助成対象になりますか？

A 基本的には対象ですが、内容によって減額・対象外になる場合や、中古やレンタルを薦める場合もあります。

Q14 開催日が決まっているイベントの告知ではなく、「事前にお申込みいただければ、いつでも森づくり体験ができます」というような随時募集案内も助成対象でしょうか？

A 開催日が確定している方が望ましいですが、実際に「いつでも森づくり体験ができる」のであれば、助成対象になります。

Q15 参加者向けのパンフレットやチラシなどを印刷するトナーやインク代、プリンターリース代も助成対象でしょうか？

A 助成対象は申請した活動にかかる経費に限定されます。例えば、事務所のコピー機で印刷する場合、申請活動で使用する分とそれ以外の使用分を分けられるのであれば申請できます。

Q16 後日参加者に差し上げる活動写真のプリント代、DVDやCDなどの費用は助成対象ですか？

A 参加者への写真配布費用は助成対象外です。活動報告書として印刷し、外部に配布する場合は、資料作成費として申請できます。

Q17 「森のようちえん」を毎日開催しています。助成対象になりますか？

A 当財団は「環境」をテーマにした活動を支援しています。お子さんの健全育成や子育て支援、保育のような福祉活動は、対象ではありません。申請の目的が環境なのか福祉なのか、充分にご確認をお願いします。
なお、開催のサイクルは問いません。

Q18 伝承のために、東日本大震災の津波の到達最高地点にサクラを植える活動は、助成対象になりますか？

A サクラの種の伝承として、その地域の固有種をその地域に植樹する場合は、活動助成の対象になります。サクラは、成木時に2mを超えるので、緑化植花助成の対象にはなりません。

Q19 助成金で作成した図鑑やテキスト、グッズは、無料配布しなければなりませんか？販売してはいけないのでしょうか？

A 販売も可能ですが、申請書にその旨を明記し、事業収入として計上してください。

※さらに詳しい内容は、ホームページの「よくあるご質問」をご参照ください。